

北海道釧路方面公安委員会告示第 46 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

北海道釧路方面公安委員会委員長 荒 井 剛

1 聴聞の期日

令和 8 年 8 月 26 日（水）午 前 9 時 0 分

2 聴聞の場所

釧路市大楽毛北1丁目15番8号

北海道警察釧路方面本部交通課 釧路運転免許試験場 聴聞会場